

公用車使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会 会長 様

住 所 _____

申請者 所属団体 _____

氏 名 _____ ⑩

下記のとおり使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行き先	から 経由 まで
使用目的	
使用責任者	氏名 所属 住所 TEL () —
運 転 者	氏名 氏名 氏名 同乗者数 人
車 種	キャラバン (10人乗り) 登録ナンバー 400

公用車使用許可書

上記の使用許可申請について、次により許可しますので使用にあたっては、管理者の指示に従って下さい。

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会
会 長 牧 野 利 恵 子 ⑩

会長	事務局長	課長	課長	担当	許可 番号	号
					年月日	年 月 日

公用車貸出に関する説明書

事 項	説 明
(1) 使用許可の申請について	<ul style="list-style-type: none"> ① 公用車を使用希望する者は、申請書に必要事項を記入の上、提出しなければならない。 ② 使用許可を受ける者は、使用日の前日から起算して5日前までに申請書を提出しなければならない。(ただし、急を要する場合、その他特別の事由があるときはこの限りでない。)
(2) 使用責任者について	本会の会員、関係協力団体及びボランティアグループ等である者に限る。
(3) 目的について	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉活動並びに社会奉仕活動等をする場合。 ② その他、本会が必要と認めた場合。
(4) 貸出時間について	午前8時30分から午後5時の時間内とする(ただし、本会が必要と認めた場合については、この限りではない。)
(5) 厳守事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用責任者は、公用車を転貸し、届け出した運転者以外に運転させてはならない。 ② 使用目的以外に使用しないこと。 ③ 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。 ④ 使用責任者及び運転者は、原則としてボランティア活動保険に加入している者であること。(ただし、本会の許可を得た場合はこの限りではない。) ⑤ 使用責任者は、返却するにあたり、借りる前の状態にしなければならない。(車内のごみ等) ⑥ 返却の際は、申請者の負担で燃料を満タンにし返却すること。
(6) 損害賠償の義務及び求償について	<ul style="list-style-type: none"> ① 公用車を使用する者が故意、又は過失によって、当該公用車もしくは他人、又は物品を損傷しあるいは過失したときは、その原因がいかなる場合にあっても、使用責任者は、本会の指示に従い、直ちに現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 ② 公用車の使用により、本会が損害賠償責任を負った場合は、本会は、使用者に対して次の部分を除く、範囲内において求償権を行使することがある。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会が加入している自動車保険で補填される部分 (2) 本会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分
(7) その他	使用許可の後でも、使用目的に違反するとき、又はその他、本規則に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会
 高知県高岡郡四万十町茂串町 11 幡 30 号
 TEL (0880) 22-1195